

【令和9年度】高槻市 保育の利用選考基準（令和9年4月入所選考～）

基 本 点 数 （A・B） ※保護者いずれもの該当する区分の要件書類の提出が必要です。					
	大区分	中区分	小区分	父	母
1	就 労 ・ 就 学	就労・就学 ※自営業・個人事業主を含む ※職業訓練学校を含む	月 1 6 0 時間（週 4 0 時間）以上	30	30
			月 1 4 0 時間（週 3 5 時間）以上	27	27
			月 1 2 0 時間（週 3 0 時間）以上	24	24
			月 9 6 時間（週 2 4 時間）以上	21	21
			月 6 4 時間（週 1 6 時間）以上 ※週 3 日かつ 4 時間／日を満たす	18	18
			月 6 4 時間（週 1 6 時間）以上 ※週 3 日かつ 4 時間／日を満たさない	16	16
		内職	平均月収 2 万円以上	13	13
2	出産	出産の前後	産前 6 週間（多胎児 1 4 週間）～ 産後 8 週間	18	18
3	病 気 障 害	保護者の入院		30	30
		自宅療養	常時安静	24	24
			軽度の家事	18	18
		視覚・聴覚・言語障害の手帳 1・2 級/精神手帳 1 級		33	33
		上記以外の身障手帳 1・2 級/療育手帳A/精神手帳 2 級		24	24
		身障手帳 3・4 級/療育手帳B/精神手帳 3 級		18	18
4	看 護 等	入院付き添い	常時介護	24	24
			その他	18	18
		自宅介護	常時介護の付き添い	27	27
			その他	18	18
		通園	保護者同伴（申込児以外の子が対象。週 3 日以上かつ 1 日 4 時間以上かつ月 6 4 時間以上）	30	30
			その他	24	24
5	災害	火災等による家屋損傷・その他災害復旧のため		30	30
6	求職中			8	8

ご本人以外の点数については、個人情報保護の観点より非公表としておりますので、予めご了承ください。

調 整 点 数 （C・D）			※条件に合致していても、必要書類の提出が無い場合は加点の対象外となります。		
内 容			点数		
保護者が入所月中に産休・育休を終了し職場復帰する場合 ※雇用契約の継続必要 ※保育の実施対象は産後57日目から			+2×クラス年齢		
希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長が許容できる（『育児休業等取得中の利用調整（入所選考に関する申立書』を提出している場合に限る）			▲100		
常時保育施設に預けている（1日あたり4時間以上、週4日以上の利用）※育児休業期間除く			+4		
一時保育に預けている（1日あたり4時間以上、週1日～週3日の利用）※育児休業期間除く			+2		
生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合 ※原則、自己都合による退職等を除く			+10		
申込児童が、障がい者手帳を有している又は特別児童扶養手当を受給している			+4		
申込児童が、里親によって養育されている場合 ※里親の実子を除く			+3		
保育料等を3ヶ月分以上滞納している			▲10		
辞退	市内認可保育施設の入所内定を辞退した場合（申請取下し再度新規申請した場合も減点は引き継ぐ）※当該年度中		▲3		
待機	1年(12ヶ月)経過後に加点 ※求職・育休の場合、及び内定辞退・申込取下時はリセット（0ヶ月から再カウント）		+2×待機年数		
単身赴任 ※単身赴任先居住地の 住民票等が必要	保護者が、海外で単身赴任している場合		+5		
	保護者が、国内で単身赴任している場合		+3		
生活保護受給世帯	ひとり親世帯及び それに準ずる世帯（注1）	就労・就学・求職要件での申込時	+40		
	上記以外の世帯	就労・就学・求職要件での申込時	+10		
ひとり親世帯及び それに準ずる世帯（注1）	就労・就学・求職要件での申込時		+35		
	就労・就学・求職要件以外での申込時		+33		
合計所得が右記以下（注2）	192万円以下（注3）		+4		
	266万円以下（注3）		+2		
産休・育休に 伴う退園	退園した児童本人が再入所申し込みする時（原則雇用契約の継続必要）※退園時の手続き必須		+12		
	退園した児童の兄弟姉妹が申し込みする時（原則雇用契約の継続必要）※退園時の手続き必須		+3×クラス年齢		
転所・転園希望 ※他市町村からの 転入予定者を除く	認可保育所又は認可認定こども園等に入所中の場合		▲6		
	小規模保育事業、事業所内保育事業、高槻認定こども園分室（年度利用保育）、高槻認定こども園休日・一時預かり保育(定期利用)を利用中の場合		▲2		
加 点 （ D ）	入所選考対象月時点で、兄弟姉妹が現在第1希望の保育施設に在籍している場合 ※第1希望の保育施設に対してのみ加点		+3		
	多胎児（双子等）が同時に申込をする場合（別園申込可、1人増えるごとに1点加算）		+3		
	多胎児（双子等）以外の兄弟姉妹が同時に入所申込をする場合（別園申込可、転所希望を除く、1人増えるごとに1点追加）		+2		
	1号認定こどもとして、すでに認定こども園を利用している児童が同一施設の2号を希望する場合（注4）		+150		
	小規模保育事業、事業所内保育事業（地域枠）の卒園児童が当該連携施設を希望する場合（当初1次選考の優先枠に限る）		+100		
	高槻市内の小規模保育事業及び事業所内保育事業（地域枠）の卒園児童が保育所又は認定こども園を希望する場合		+8		
	現在通っている施設が認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所に移行予定で、引き続きその施設の利用を希望する場合		+8		
	現在通っている認可保育施設が移転・民営化・廃園を予定し、その児童が移転・民営化・廃園の対象である（公表後の入所者除く）		+8		
	保育士加点 ※保育士等の資格所持者かつ 就労時間が週30時間以上の 場合に限る	市内の2・3号認定子どもを受入れる認可保育施設等又は病児保育事業に勤務（予定含む）する場合		+10	
		市外の2・3号認定子どもを受入れる認可保育施設等又は病児保育事業に勤務（予定含む）する場合		+3	
		市内の幼稚園、企業主導型保育事業、高槻認定こども園分室（年度利用保育）、及び高槻認定こども園休日・一時預かり保育(定期利用)に勤務（予定含む）する場合		+6	
		市外の幼稚園又は企業主導型保育事業に勤務（予定含む）する場合		+1	

【同点の場合は次の順序により優先】

- ①希望順位の高い方
- ②兄弟姉妹が希望施設に入所している方
- ③1号認定利用施設での利用（予定）がない方
- ④世帯の合計所得の低い方（課税情報が確認できない場合、最高所得額として取り扱うため、不利となります）

注1：ひとり親世帯及びそれに準ずる世帯の場合、父又は母の点数（基本点）にひとり親に関する調整点を加点します。

注2：生活保護受給世帯が就労・就学・求職の要件で申し込む場合を除きます（別加点の対象となるため）。

注3：転入者の市市民税課税証明書等の未提出・市民税未申告などの理由で課税情報が確認できない場合、加点対象外となります。

注4：選考基準日時点で満3歳児クラスに在籍している児童（年度途中で3歳に達した児童）は、加点対象とはなりません。